

2. 現況届の提出について（年度更新）

児童手当は毎年8月1日に住民票や前年の所得を確認し受給資格の年度更新を行います。年度更新の結果、児童手当の受給者に変更がある場合には通知を送付します。

現況届は原則提出不要となりましたが、次に該当する方は現況届の提出が必要です。提出がない場合には、8月以降の児童手当が受けられなくなります。

- ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地と異なる市区町村で受給している方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
- ・その他、市区町村から提出の案内があった方

3. 以下の1～6に該当するときは、お住まいの市区町村に届出が必要です。

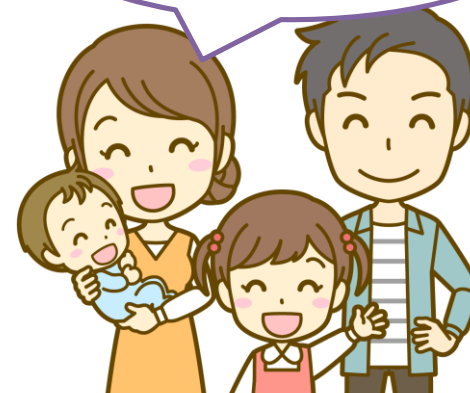
1. 児童を養育しなくなったことなどにより、**支給対象となる児童がいなくなったとき**
2. 受給者や配偶者、児童の**住所が変わったとき**（他の市区町村や海外への転出を含む）
3. 受給者や配偶者、児童の**氏名が変わったとき**
4. 一緒に児童を養育する**配偶者を有するに至ったとき**、または児童を養育していた**配偶者がいなくなったとき**
5. 受給者の**加入する年金が変わったとき**（受給者が公務員になったときを含む）
6. 国内で児童を養育している者として、海外に住んでいる父母から「**父母指定者**」の指定を受けるとき

寄付について

児童手当等の全部または一部の支給を受けずに、これをお住まいの市区町村に寄付し、地域の児童の健やかな成長を支援するために役立ててほしいという方には、簡便に寄付を行う手続があります。ご関心のある方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

児童手当制度のご案内

児童手当は
住所地の市区町村に
申請してね！！



《お問い合わせ先》

〒259-1188
伊勢原市田中348番地
伊勢原市役所こどもみらい課

電話 0463-94-4633（直通）

内閣府・神奈川県・伊勢原市

～児童手当について～

1. 支給対象

18歳の年度末まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

2. 支給額

対象児童	児童の年齢	児童手当の額 (1人当たり月額)
第1・2子	3歳未満	15,000円
	3歳以降	10,000円
第3子以降	—	30,000円

※ 「第3子以降」とは、22歳の年度末まで（22歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の監護相当・生計費の負担をしているこどものうち、3番目以降をいいます。

3. 支給時期

原則として、毎年偶数月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例）8月の支給日には、6・7月分の手当を支給します。

4. 保育料や、申し出があった方についての学校給食費などを、市区町村が児童手当等から徴収することが可能です。

※ 保育料などの徴収を実施するかどうかは、各市区町村で異なります。

所得制限について

所得制限は令和6年10月から撤廃しました。



児童手当制度では、
以下のルールを適用します！

- 原則として、児童が**日本国内に住んでいる場合に支給します**（留学のために海外に住んでいて一定の要件を満たす場合は支給対象になります）。
- 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、**児童と同居している方に優先的に支給します**。
- 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、**日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します**。
- 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、**その未成年後見人に支給します**。
- 児童が里親などに委託されている場合や施設に入所している場合は、原則として、**その児童の里親などや施設の設置者に支給します**。



手続の方法は…

1. はじめに行うこと

●認定請求

お子さんが生まれたり、他の市区町村から転入したときは、現住所の市区町村に「認定請求書」を提出すること（申請）が必要です（公務員の場合は勤務先に）。

市区町村の認定を受ければ、原則として、申請した月の翌月分の手当から支給します。申請はお早めをお願いします。

※ 請求者名義の金融機関の口座番号がわかるものなど、必要に応じて添付書類を提出していただくことがあります。

※ 認定請求書には、請求者等の個人番号の記載が必要です。

子育てワンストップサービスについて

子育てワンストップサービスを利用すれば、市区町村の窓口に出向くことなく、マイナンバーカードを用いてオンラインで申請ができます。

申請は、出生や転入から15日以内に！

15日特例

児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

ただし、出生日や転入した日（異動日）が月末に近い場合、申請日が翌月になっても異動日の翌日から15日以内であれば、申請月分から支給します。申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

1. お子さんが生まれたとき

出生の日の翌日から15日以内に、
現住所の市区町村に申請が必要です！

※ 里帰り出産などで、母親が一時的に現住所を離れている場合も、現住所の市区町村への申請をお忘れなく！

2. 他の市区町村や海外から転入したとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です！

公務員の場合

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。以下の場合、その翌日から15日以内に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合
- 公務員ではあるが、勤務先から市町村で申請するように案内があった場合

※ 申請が遅れると、原則、遅れた月分の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。